

米国における内部統制実務の最近の動向

柿崎 環（東洋大学）

本報告では、2002 年米国 SOX 法の内部統制規制に関する、最近の展開について検討し、わが国においてこれから本格的に始まる内部統制実務に示唆を得たい。SOX 法では、宣誓役員に対し「財務報告に係る内部統制」の有効性の評価を記載した内部統制報告書の提出（404 条（a））および、内部統制監査を求める規定（404 条（b））が導入され、SEC は 2003 年にその運用について SEC 規則を定めた。ただし、この規則では、ともすれば企業の画一的な対応を招きやすい一義的な構築指針等の公表は控えられていた。その後、SOX 法に基づく新しい監督機関である公開会社会計監視委員会（PCAOB）は、2004 年に 404 条(b)に対応した監査人向けの監査基準 2 号を公表した。ところが、このとき経営者向けの構築基準がなかったために、SOX 法適用会社の経営者は、監査人向けの詳細な監査基準 2 号に基づき内部統制の構築・評価を行ってしまい、このことが過重な内部統制整備コストを企業に負担させる結果となったといわれている。

こうした実務界の反応をうけて、404 条の実施後 1 年目の 2005 年から、企業における内部統制の実施状況の検討を踏まえて、様々な視点から見直しが行われている。

第一は、経営者による内部統制構築・評価基準がなかったことによる混乱への対応である。SEC は、そのための指針を盛り込んだ「SOX 法 404 条ガイダンス」を 2007 年上旬に公表した。このガイダンスでは、SEC が SOX 法制定当初から唱えてきた、企業の「身の丈にあった」内部統制の構築・評価の実現に向けた指標を提示するとともに、その構築・評価の客観性を合理的に確保するための証拠の維持を 404 条適用企業に対して求めている。

第二は、中小規模の公開会社に対する対応である。SEC は、SOX 法実施当初から数回にわたり小規模公開会社に対する SOX 法 404 条の適用を延期した。もっとも、2006 年の小規模公開会社諮問委員会によって公表された、小規模公開会社に対する 404 条適用免除の提言については、これを受け入れず、適用を前提としながら小規模会社向けの基準の策定を模索していた。これに対しては、COSO が、2006 年に小規模会社向けの評価基準を提示し、さらに SEC も、2007 年に小規模会社向けの評価ガイダンスを公表している。そして 2006 年 5 月 23 日の段階では、小規模公開会社に対する 404 条の適用延長をものはやこれ以上認めないとしていたが、米国経済におけるサブ・プライム・ローン問題の深刻化をうけ、小規模公開会社の内部統制監査について再度 1 年の延期を公表している。この間、SEC は、小規模会社

が 404 条規制に服した場合の費用対効果分析を進め、今年の夏までにその成果を公表する予定である。ただし、経営者による当該内部統制の評価報告書をもとめる 404 条 (a) の適用は予定どおり実施される。

第三は、内部統制監査基準の見直しである。PCAOB は、これまで詳細に過ぎて批判の多かった監査基準 2 号の内容を改訂して、より原則主義的な対応が可能となる監査基準 5 号を 2007 年 5 月に公表した。これまでの監査基準 2 号とは異なり、監査基準 5 号では、直接、監査人が企業内の内部統制の有効性を評価し報告する、いわゆるダイレクト・レポーティングのみを行うこととなった。

以上のような米国の内部統制規制を巡る展開から得られる示唆を最後に提言したい。